

新生児の申請は4月15日まで

子育て世帯への臨時特別給付金

3月31日までに出生した新生児は同給付金の対象です。公務員は申請が必要です(公務員以外は児童手当認定後、事前に通知を送付し、同手当受給口座に振り込みます)。申請書(二次元コードからダウンロード可)に必要事項を書き、必要書類を添えて4月15日までに郵送(消印有効)で〒664-8503伊丹市役所臨時特別給付金等事業推進班へ。



申請はお早めに

非課税世帯等への臨時特別給付金

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金を次の通り支給します。支給額は1世帯当たり10万円。

- 【非課税世帯】**
対象は、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。
対象世帯に申請書類を送付しています。申請書類に同封の返信用封筒で返送をお願いします。
申請期限は、4月30日(昨年1月2日以降に本市に転入した人がいる世帯は6月7日)です。
- 【家計急変世帯】**
対象は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯。
市役所7階の臨時特別給付金等事業推進班や各支所・分室などにある申請書(二次元コードからダウンロード可)に必要事項を書き、必要書類を添えて9月30日までに郵送(消印有効)で、〒664-8503伊丹市役所臨時特別給付金等事業推進班へ。
- 【DV避難などで本市に住民票が無い人】**
DVによる避難などで市内に在住し、本市に住民票が無い人は、申請により同給付金が受け取れる場合があります。申請方法など詳しくは、市ホームページで確認を。

市臨時特別給付金等コールセンター ☎764-5537
(3月は土・日曜、祝日も開設)

確認はお早めに

引っ越し時の手続き

市外転出届はオンラインで

届け出の種類・期間など		
届け出の種類	届け出の期間など	必要なもの
転入届 (本市に転入した) ※あらかじめ前住所地での転出届が必要	▷引っ越しした日から14日以内 ▷特例転入(マイナンバーカードや住基カードを使った転入)とマイナンバーカード・住基カードの更新、外国籍の人の取り扱い扱いは市役所のみ	▷転出証明書(前住所地の市区町村で発行したもの。特例転出した場合は不要) ▷マイナンバーカードか住基カード(持っている人のみ) ▷特別永住者証明書か在留カードか外国人登録証明書(外国籍の人)
転出届 (市外へ転出する)	引っ越しする前(おおむね14日前から受け付け)	▷国民健康保険証(加入者のみ)
転居届 (市内で転居した)	▷引っ越しした日から14日以内 ▷マイナンバーカード・住基カードの更新と外国籍の人の扱いは市役所のみ	▷国民健康保険証(加入者のみ) ▷マイナンバーカードか住基カード(持っている人のみ) ▷特別永住者証明書か在留カードか外国人登録証明書(外国籍の人)

引っ越し時には、住民異動届(転入・転出・転居届)の手続きが必要で、届け出の種類と期間、必要な書類などは右下表の通り。
転出届は、市役所に行かなくても、マイナンバーカードを利用したオンラインで郵送による手続きもできます。詳しくは、市ホームページ(右下)から読み取り可)で確認を。

窓口での手続きは、マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認資料を持って、市役所1階の市民課、各支所・分室、くらしのプラザ、「ふらっと」人権センターへ。
月曜日は特に窓口が混み合います。手続きに時間がかかる場合があります。理解と協力をお願いします。

◆マイナポイント第2弾国は、マイナポイント第2弾を実施しています。
対象は9月30日までにマイナンバーカードを申請した人。
内容は、①同カードを新規取得した人(同第1弾で満額付与を受けた人除く)に最大5千円相当②健康保険証としての利用申し込みをした人、公金受取口座の登録をした人に各7千500円相当のポイントを付与。

◆マイナポイント第2弾国は、マイナポイント第2弾を実施しています。
対象は9月30日までにマイナンバーカードを申請した人。
内容は、①同カードを新規取得した人(同第1弾で満額付与を受けた人除く)に最大5千円相当②健康保険証としての利用申し込みをした人、公金受取口座の登録をした人に各7千500円相当のポイントを付与。

緑ヶ丘センターが開館



市は、4月1日金、緑ヶ丘公園内に伊丹市共同利用施設緑ヶ丘センターをオープンします。
同センターは、関西エアポート株から「教育施設等騒音防止対策事業」の助成を受けて建設し、「環境整備事業」の助成を受けて備品が整備された地上2階建ての施設です。

市まちづくり推進課 ☎780-3533

新型コロナワクチン 関連情報

【3回目接種券は届きましたか】
新型コロナワクチンの3回目接種券は、2回目接種を終えた18歳以上に送付しています。
市外で2回目接種後、本市へ転入したなど3回目接種券が届かない人は、接種券発行申請が必要です。
詳しくは、市ホームページ(二次元コードから読み取り可)で確認を。
【予約方法】
接種予約は、インターネット(二次元コードから読み取り可)か市新型コロナワクチンコールセンターに電話を。
予約方法が分からない場合は、市新型コロナワクチンコールセンターへ相談してください。
市新型コロナワクチンコールセンター ☎764-7835



もつと知りたい自転車運転 オリジナル動画を公開

市は、自転車運転時の正しいルールやマナーを啓発するため、オリジナル動画「ITAMIBICYCLE MANUAL」を公開しています。

3月10日、第2弾として、「歩道の通行」(5分。二次元コードから読み取り可)を作成し動画を自撮りしました。



◆公金自動収納機を設置 市は、3月15日、市役所1階の会計室に新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として公金自動収納機を設置します。
同収納機では、市税など本市収納金の現金支払いを非対面で行うことができます(納期限が



公金自動収納機

過ぎていないものなどは取り扱えない場合があります)。
市役所1階市民課 ☎784-8003。
◆「こころ市民ネット」キックオフミーティングを開催 市は、ジェンダー平等を目指し、年齢・性別を問わず交流する市民ネットワーク(こころ市民ネット)を立ち上げ、交流会を次の通り開催します。
▽日時 4月17日(日)午前10時
▽場所 男女共同参画センター

市政見る聞く

パブコメを実施

市は、伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針(案)のパブリックコメントを次の通り実施します。

▽公表期間 3月15日～4月14日
▽公表場所 市役所1階のまちづくり推進課、同3階の同和・人権推進課、各支所・分室、くらしのプラザ、男女共同参画センターこころ、「ふらっと」人権センター、市民まちづくりプラザ、図書館「こころ蔵」、防災センター1階の行政資料コーナー、市ホームページ

▽応募資格 市内在住・在勤・在学者、市内に事業所事務所がある人、同案件に利害関係のある人。

意見のある人は、住所(市外の場合は勤務先が学校名、氏名、意見を書いて、公表期間に直接(各窓口の業務時間に)、各公表場所か郵送(必着)で〒664-8503伊丹市役所同和・人権推進課(☎784-8077)へ。

ファクス ☎784-3519、市ホームページから電子申請も可)へ。

◆第3期伊丹市男女共同参画計画(案)のパブコメ結果を公表 市は、第3期伊丹市男女共同参画計画(案)のパブリックコメント結果を次の通り公表します。

▽公表期間 3月15日～4月14日
▽公表場所 市役所1階のまちづくり推進課、同3階の同和・人権推進課、各支所・分室、くらしのプラザ、男女共同参画センターこころ、「ふらっと」人権センター、市民まちづくりプラザ、図書館「こころ蔵」、防災センター1階の行政資料コーナー、市ホームページ

▽応募資格 市内在住・在勤・在学者、市内に事業所事務所がある人、同案件に利害関係のある人。

◆固定資産税の縦覧ができます 4月1日～5月2日、市役所2階の資産税課で「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧ができます。
対象は固定資産税の納税者かその代理人。運転免許証やマイナンバーカードなどの本人確認資料1点(健康保険証、年金手帳、介護保険証など顔写真付きでない書類は2点)を持って直接、同課へ。代理人は委任状が必要。
市役所資産税課(家屋・償却) ☎784-8023、同(土地) ☎784-8024。

◆第2回市スポーツ推進審議会を開催 3月22日(火)午前10時、市役所議会議事室3階の議員総会室で、議題は「伊丹市スポーツ推進計画について」など。
定員5人。傍聴希望者は当日午前9時45分までに直接、会場

へ。希望者多数の場合は抽選。
市役所資産税課(家屋・償却) ☎784-8023、同(土地) ☎784-8024。